

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報基盤課)	二五
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(食品衛生課)	二六
○平成十四年度地籍調査事業計画の決定	(農地調整課)	二六
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	二八
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	二八
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	二八
○土地改良事業の工事の完了の届出	(酪農畜産課)	二八
○家畜伝染病検査の命令	(資源管理課)	二九
○特定調達契約に係る入札の公告	(治山課)	三〇
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	三一
○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件)	(都市環境課)	三一
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行		
公 告		
○公募型プロポーザルの実施	(計画管理課)	三一
支庁公告		
○公募型プロポーザルの実施		三三
道教育庁実習船管理局告示		
○一般競争入札の実施		三四
道選挙管理委員会告示		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(八件)		三五
道公安委員会告示		
○警備業法の規定に基づく講習の実施		四七
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施		四七
道旭川方面公安委員会告示		
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施		四九
道警察本部告示		
○一般競争入札の資格に関する公示		五一
○一般競争入札の実施に関する公告(三件)		五二

告 示

示

道警察本部公告

○公募型プロポーザルの実施

道監査委員会告示

○地方自治法第二百五十二条の三十二第二項の規定による包括外部監査人補助者の氏名及び住所並びに補助できる期間

五四

五五

北海道告示第824号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月10日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

情報系LAN機器(本庁・支庁等)の賃貸借 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成14年4月1日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(4) 随意契約に係る契約金額

117,844,093円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

情報系LAN機器(部出先機関等)の賃貸借 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成14年4月1日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア	氏 名	日本電子計算機株式会社
	イ 住 所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
	(4) 随意契約に係る契約金額	101,125,836円
	(5) 契約の相手方を決定した手続	随意契約
	(6) 随意契約によった理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
	(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
	3(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	行政情報化基盤ネットワーク・行政情報コミュニケーションシステム及びインターネットの運用・保守管理業務 一式
ア	(2) 随意契約の相手方を決定した日	平成14年4月1日
	(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所	株式会社エス・ティ・ティ・データ
	イ 住 所	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
	(4) 随意契約に係る契約金額	464,609,670円
	(5) 契約の相手方を決定した手続	随意契約
	(6) 随意契約によった理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
	(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
支庁名	調査を行う者の名称	調査
石 狩 厚 田 恵	札幌市 札幌市白石区川北の一部 厚田郡厚田村、別狩村、濃屋村、安瀬村及び小谷村の各一部 恵庭市 恵庭市福住町1～3丁目、相生町、緑町、住吉町	

ア 名 称 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 825 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
プラテリアBS E輸入代行一式 199セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年3月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社
(2) 住 所 東京都荒川区東日暮里5ー7ー18 コスモパークビル
- 4 随意契約に係る契約金額
49,521,150円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部総務課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 826 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成14年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成14年5月10日

区 域 調査 北海道知事 堀 達 也

交付決定日から平成15年3月20日まで
同 同

渡島

上磯町

上磯郡上磯町当別、三ツ石の各一部

交付決定日から平成15年3月20日まで

戸井町

亀田郡戸井町字舟才町、字泊町、字館町、字浜町、字二見町及び字原木の各一部

鹿部町

茅部郡鹿部町字宮浜及び字本別の各一部

八雲町

山越郡八雲町野田生及び東野の各一部

長万部町

山越郡長万部町富野、平里及び中ノ沢の各一部

空知

深川市一己の東

知

雨竜郡沼田町字東予及び更新の各一部

上川

上川郡美瑛町花園、大町、栄町、西町、北町、本町、扇町、旭町、中町及び錦町の各一部

中富良野町

空知郡中富良野町の一部

剣淵町

上川郡剣淵町の一部、西原、藤本第1及び藤本第2

留萌

留萌市三泊町、塩見町及び春日町の各一部

増毛町

増毛郡増毛町字舎熊、湯の沢、信砂及び御料の各一部

小平町

留萌郡小平町字小平、字本郷、字富里、字沖内及び字平和の各一部

羽幌町

苫前郡羽幌町字築別、字朝日、汐見、北町及び羽幌町の各一部並びに字汐見、浜町5丁目

遠別町

天塩郡遠別町字中央、字共栄、字東野の各一部、字大成及び正修

幌延町

天塩郡幌延町字浜里、字下沼及び字幌延の各一部

稚内市

稚内市中央4、5丁目

宗谷

天塩郡豊富町の一部

利尻富士町

利尻富士町鷺泊字本町、港町

網走

網走市の一部

清水町

斜里郡清水町字水上及び字小清水の一部

生田原町

紋別郡生田原町の一部

滝上町

紋別郡滝上町字尾瀬牛の一部、元町、上渚滑原野及び栄町

登別市

室蘭市高平町、柏木町、幌萌町、崎守町及び石川町の各一部

登別市

登別市札内町の一部及び中央町

白老町

白老町字白老、字石山及び字森野の各一部

河東郡

河東郡音更町木野東通・木野大通の一部

上川郡

上川郡清水町字清水の一部

広尾郡

広尾郡忠類村字忠類、字元忠類、字公親及び東宝の各一部

中川郡

中川郡池田町字大森、字美加登、字高島及び近牛の各一部

中川郡

中川郡豊頃町旅来、長節及び湧洞の各一部

足寄郡

足寄郡足寄町字鷹府、字平和、中矢、鷲府、里見が丘、共栄、白糸、大誉地及び旭町の各一部

十勝

十勝郡浦幌町字万年、字静内、字昆布刈石及び字チゾネオコッペ、字直別及び字厚内の各一部

川上郡

川上郡標茶町字ルラン、字多和、字ヌビナイ、字富士町、字標茶開運橋向、字旭2丁目、字オソツベツ原野、

釧路

字オソツベツ及び字シルトロエトロの各一部並びに字オモチャリ

阿 寒 町	阿寒町徹別、徹別原野、オリヨマツヅ、鮑別、鮑別原野基線及びサイヤナイ	交付決定日から平成15年3月20日まで
鶴 居 村	阿寒郡鶴居村字久著呂、字久著呂原野、字中久著呂、字雪裡、字幌呂、字幌呂原野、字アトコシヤカ及び温根内の各一部	同
白 糠 町	白糠町白糠市街地、奈路及び和天別の各一部	同
根 室 別 海 町	野付郡別海町字豊原及び字美原の各一部	同

北海道告示第 827 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年5月10日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事 堀 達 也
平成14. 4. 23	新十津川土地改良区	
同 14. 4. 24	篠津中央土地改良区	
同 14. 4. 25	北海土地改良区	
同	由仁土地改良区	

北海道告示第 828 号

道営土地改良 (福井地区ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ、農業用用排水)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成14年5月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 829 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年5月10日

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
平成14. 4. 22	豊 富 町	南豊富西11号	基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	
同 14. 4. 26	旭 川 市	忠 別 西	同 (農業用用排水)	
同	豊 頃 町	北 磐	基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	

北海道告示第 830 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年5月10日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
穂別町土地改良区	和 泉	災害復旧 (農業用施設)	完了年月日 平成14. 3. 20
同	稲 里	同	同
同	豊 田 1	同	同
同	豊 田 2	同	同
同	豊 田 3	同	同
同	栄	同	同

北海道告示第 831 号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年5月10日

- | | | |
|---|---------------------------|---------------------------|
| 1 | 実施の目的 | 北海道知事 堀 達 也 |
| 1 | 牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生予防のため | |
| 2 | 実施する区域の市町村名及び実施の期日 | |
| | 実施する区域の市町村名 | 実 施 の 期 日 |
| | 旭 川 市 | (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
| | 旭 川 市 | 平成14年5月13日から9月13日まで |

鷹 栖 町 平成14年5月13日から9月13日まで

東 神 柴 町 同

当 麻 布 町 同

比 布 別 町 同

上 川 別 町 同

東 川 別 町 同

美 川 別 町 同

士 別 市 同

和 寒 別 市 同

劍 寒 別 市 同

朝 日 寄 町 同

名 寄 市 同

風 連 市 同

下 川 別 町 同

美 深 町 同

音 子 府 村 同

中 川 別 町 同

富 良 野 市 同

上 富 良 野 町 同

中 富 良 野 町 同

南 富 良 野 町 同

占 冠 村 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で共進会に出場する牛。ただし、生後90日未満のものは除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第832号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年5月10日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期日 平成14年8月13日

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年5月10日から27日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課 電話番号 011－231－4111 内線 28－425

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課）

(2) 入 札 日 時 平成14年6月25日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課 電話番号 011－231－4111 内線 28－425 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課 電話番号 011－231－4111 内線 28－425	
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUO-MARU Repair Service 1 set B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., June 25, 2002 C. Contact point for notice : Marine Resource Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 28-425	北海道告示第 833 号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成14年5月10日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 解除予定保安林の所在 根室市川口79の5・檜昔92の9・93・95（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、91、94、湖南94 (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町別海195の11、195の12、195の18、205の8、場所 205の9、205の21 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 3(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町本別海9の5、9の56場所

(2) 保安林として指定された目的	魚つき
(3) 解除の理由	指定理由の消滅
4(1) 解除予定保安林の所在場所	標津郡標津町字崎無異 1 の42
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解除の理由	指定理由の消滅

北海道告示第 834 号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	
平成14年 5月10日	
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	網走郡女満別町字湖南356の 2、 357の 2
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解除の理由	指定理由の消滅
2(1) 解除に係る保安林の所在場所	網走郡女満別町字開陽393の 3
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解除の理由	指定理由の消滅

北海道告示第 835 号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	
平成14年 5月10日	
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	様似郡様似町字平宇18の 1・18の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

北海道知事 堀 達 也	
-------------	--

(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解除の理由	農地用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）
2(1) 解除に係る保安林の所在場所	様似郡様似町字平宇18の19（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解除の理由	農地用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 836 号 都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。 その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成14年 5月10日	
1 都市計画事業の種類及び名称	室蘭圏都市計画道路事業（3・4・114号山下長和通）
2 施行者の名称	北海道
3 事務所の所在地及び名称	室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
4 事業地の所在収用の部分	伊達市館山下町及び長和町地内
次のとおり技術提案書の提出を要請する。 平成14年 5月10日	
業務概要 (1) 業務名（仮称）北海道立小児総合医療・療育センター改築工事基本設計	

(2) 業務内容 設計業務（建築及び設備に係る基本設計） (3) 委託期間 契約締結の翌日から平成15年3月25日まで（予定） 2 参加資格 技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計等共同体であること。 (1) 単体企業 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第143条の規定に基づき知事が作成した「平成13年度及び平成14年度競争入札参加資格者名簿（建築設計）」に登録されていること。 ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。 エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の北海道知事登録を受けており、かつ北海道に本社を置き、事務所の登録を受けてからの営業年数が4年以上あること。 オ 平成4年4月以降に同種かつおおむね同規模と認められる設計業務の実績を有する者であること。 なお、設計等共同体としての実績は、当該共同体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。 (2) 設計等共同体 ア 「（仮称）北海道立小児総合医療・療育センター改築工事基本設計」委託業務に係る設計等共同体としての競争参加者の資格（以下「設計等共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。 イ 設計等共同体の構成員は、(1)のア、イ及びウの要件をすべて満たし、かつ建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、登録を受けてからの営業年数が4年以上あること。また、設計等共同体の代表者は、(1)のオの要件を満たしていること。 ウ 設計等共同体の構成員のうち1者は、(1)のエの要件を満たす者とし、当該構成員は、管理技術者又は記載を求める主任技術者（建築分野）の少なくとも一方を配置するものとする。 3 技術提案書の提出者の選定 (1) 技術提案書の提出者数 技術提案書の提出者は5者を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在	する場合はこの限りでない。 (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準 ア 専門分野別の技術職員の状況 イ 平成4年4月以降における同種又は類似の業務の実績 ウ 過去2年間に担当した北海道発注の設計委託業務の実績と評価 4 技術提案書を特定するための評価基準 (1) 建築設計事務所の業務経歴等、技術職員の経験等同種又は類似の業務に係る実績及び配置予定の技術者の資格 (2) 業務の実施方針及び手法、技術提案並びにヒアリングの内容 説明書の理解度、実施方針の妥当性、提案内容の的確性・独創性・実現性及び取組意欲 5 設計等共同体としての資格審査申請 設計等共同体としての資格を得ようとする者の申請方法等については、次のとおりとする。 (1) 受付期間 平成14年5月10日（金曜日）から22日（水曜日）まで 午前9時から午後5時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。） (2) 受付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課 6 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課 電話番号 011－231－4111 内線 29－863 フアクシミリ 011－232－1092 (2) 説明書の交付期間等 ア 交付期間 平成14年5月10日（金曜日）から22日（水曜日）まで 午前9時から午後5時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。） イ 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課 ウ 交付方法 6の(2)イにおいて直接交付又は郵送により交付する。ただし、郵送による交付を希望する者は、必要な額の返信用切手をはり付けた「説明書送付用封筒（A4板50枚程度が入る封筒に送付先を記入したものの。）」と担当者の連絡先を明記した「説明書の郵送交付依頼文書（A4板書式自由）」を6の(1)の場所あてに郵送（書留郵便に限る。）し、平成14年5月16日（木）必着で依頼すること。
---	---

(3) 参加表明書の提出期限等 ア 提出期限 平成14年5月22日（水曜日）午後5時30分まで （6の3）ウに示す郵送の場合も同様とする。） イ 提出場所 6の1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による提出方法を認める。 (4) 技術提案書の提出期限等 ア 提出期限 平成14年6月11日（火曜日）午後5時30分まで イ 提出場所 6の1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による提出方法を認める。 7 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入力するための照会窓口 6の1)に同じ。 (3) 技術提案書に関するヒアリングを行う。 (4) 詳細は、説明書による。		(3) 委託期間 契約締結後30日以内から実施し、最長6か月以内 (4) 事業区域 札幌市を除く石狩支庁管内 (5) 発注者 北海道石狩支庁 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 北海道公安委員会から警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。 イ 北海道公安委員会に警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。 ウ 平成14年4月1日現在において、引き続き2年以上事業を営んでいること。 エ 石狩支庁管内に活動拠点を有すること。 オ 過去に石狩支庁管内においてパトロール又は警備業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。 カ 資本金が1,000万円以上であること。 (2) プロポーザルの選定基準 次の事項から総合的に審査し、選定する。 ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての満足度（新規雇用等） （ア）事業費に占める人件費割合が原則としておおむね8割以上であること （イ）事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。 イ 業務処理体制の充実度 ウ 企画提案の妥当性及び充実度 （ア）監視パトロール業務内容の柔軟性及び効果を高めるための創意性 （イ）不法処理防止及び交通安全の広報啓発活動の企画性 3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060－8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課 担当 廃棄物対策係 星賀、太田 電話番号 011－231－4111 内線 34－493 フツクシミリ 011－232－1156 (2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所 ア 平成14年5月13日（月）から17日（金）まで （交付時間は、午前9時から午後5時まで） イ 交付場所は3の1)に同じ。	
支庁公告			
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年5月10日 北海道石狩支庁長 山本文夫			
1 業務概要 (1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業 環境生活監視・啓発パトロール事業 (2) 業務内容 依然として後を絶たない廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）に対応するため、パトロール車による巡回パトロール及び広報・啓発活動（以下「パトロール等」という。）を実施することにより、廃棄物の不法処理の未然防止と早期発見を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。 また、パトロール中に交通安全の広報啓発や停留監視をパトロール等と効率よく組み合わせることにより、交通安全意識の高揚及び事故の未然防止を図る。			

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 ア 平成14年5月20日（月）午後5時まで イ 提出場所は3の(1)に同じ。 ウ 持参すること。 (4) プロポーサルの提出期限、提出場所及び方法 ア 資格要件を満たす者のみが対象 イ 平成14年5月31日（金）午後5時まで ウ 提出場所は3の(1)に同じ。 エ 持参すること（郵便及びファクシミリ等による提出は認めない。）。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本語 (2) 契約書作成の要否 (3) 関連情報を入力するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (4) プロポーサルに関する説明 提出されたプロポーサルの内容についてヒアリングを行う。 (5) 詳細は、プロポーサル説明書による。	
道教育庁実習船管理局告示	
北海道教育庁実習船管理局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年5月10日 北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履 行 期 日 平成14年8月20日 (4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格	

次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 (4) 造船所内に乾ドックを有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年5月10日から24日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局 電話番号 0138－47－9000 内線 3325 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局 電話番号 0138－47－9000 内線 3325 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原4丁目6番16号 北 海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（郵送による場合は、 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原4丁目6番16号 北 海道教育庁実習船管理局） (2) 入 札 日 時 平成14年7月17日 午前9時30分（郵送による場合は、必 着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税 （以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札 保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭	
--	--

和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号
北海道教育庁実習船管理局

電話番号 0138－47－9000 内線 3325

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 落 札 者 の 決 定 方 法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 9 契 約 書 作 成 の 要 否

- 10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日 時 平成14年 6 月 3 日 午前 9 時30分
イ 場 所 北海道函館市海岸町
函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局
イ 所 在 地 郵便番号 041－8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号
北海道教育庁実習船管理局

電話番号 0138－47－9000 内線 3325

- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(7) この入札の執行は、公開する。
(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured : Training Ship HOKUHO-MARU
Repair Service 1 set.
(2) Bid tendering date and time : 9 : 30 A. M., July 17, 2002
(3) Contact point for notice : Management Bureau for Training Ships, Hokkaido Board of Education, 6-ban, 16-go, 4 Chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido 041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9000 Ext. 3325

投票希望開票員告示

北海道選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道土地改良政治連盟の会計責任者 中川 寛教 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成11年北海道選挙管理委員会告示第102号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年 5 月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「 オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸付先	貸付残高
10年分		
事 務 局		
(資 金 管 理 団 体)		
北のまちづくり協議会	川 村 正	3,000,000
清 悟 会	小須田 悟 士 会	2,550,000
21世紀政治経済研究会	見 延 順 章	40,000,000
同	見 延 千鶴子	5,000,000
同	見 延 衆一郎	70,000,000

を

「 オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸付先	貸付残高
10年分		
事務局		
(資金管理団体)		
北のまちづくり協議会	川村正	3,000,000
清 悟 会	小須田 悟 士 会 後 援 会	2,550,000
21世紀政治経済研究会	見 延 順 章	40,000,000
同	見 延 千鶴子	5,000,000
同	見 延 衆一郎	70,000,000
(その他の政治団体)		
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル (株)	1,550,000

に、

「 カ 支払われた金額が100万円を超える敷金

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
10年分			
事務局			
(その他の政治団体)			
市民ネットワーク北海道	志 賀 昭 正	2,000,000	平成3年4月30日
21世紀の道をつくる会	(株) ヲ ヅ イ	3,142,656	平成7年6月28日
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000	平成7年5月22日

を

「 カ 支払われた金額が100万円を超える敷金

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
---------	-------	-----	-----------

10年分			
------	--	--	--

事務局			
(その他の政治団体)			
市民ネットワーク北海道	志 賀 昭 正	2,000,000	平成3年4月30日
21世紀の道をつくる会	(株) ヲ ヅ イ	3,142,656	平成7年6月28日
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル(株)	1,069,500	平成8年8月20日
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000	平成7年5月22日

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道土地改良政治連盟の会計責任者 中川 寛教 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年北海道選挙管理委員会告示第163号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「 オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸付先	貸付残高
11年分		
事務局		
(資金管理団体)		
清 悟 会	小須田 悟 士 会 後 援 会	3,243,737
21世紀政治経済研究会	見 延 順 章	27,020,000
同	見 延 千鶴子	5,000,000
同	見 延 衆一郎	70,000,000

を

「 オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸付先	貸付残高
---------	-----	------

11年分		
事務局		
(資金管理団体)		
清 悟 会	小須田 悟 士 会 後 援 会	3,243,737
21世紀政治経済研究会	見 延 順 章	27,020,000
同	見 延 千鶴子	5,000,000
同	見 延 衆一郎	70,000,000
(その他の政治団体)		
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル (株)	1,550,000

に、

「カ 支払われた金額が100万円を超える敷金

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
11年分			
事務局			
(その他の政治団体)			
市民ネットワーク北海道	志 賀 昭 正	2,000,000	平成3年4月30日
21世紀の道をつくる会	札幌あおいビル管理事 務所	1,440,000	平成11年8月24日
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000	平成7年5月22日

を

「カ 支払われた金額が100万円を超える敷金

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
11年分			
事務局			
(その他の政治団体)			

市民ネットワーク北海道	志 賀 昭 正	2,000,000	平成3年4月30日
21世紀の道をつくる会	札幌あおいビル管理事 務所	1,440,000	平成11年8月24日
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル(株)	1,069,500	平成8年8月20日
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000	平成7年5月22日

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道土地改良政治連盟の会計責任者 中川 寛教 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸 付 先	貸 付 残 高
12年分		
事務局		
(その他の政治団体)		
北海道薬剤師連盟	北海道藤井基之 薬剤師後援会	2,000,000

を

「オ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

政治団体の名称	貸 付 先	貸 付 残 高
12年分		
事務局		
(その他の政治団体)		
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル (株)	1,550,000
北海道薬剤師連盟	北海道藤井基之 薬剤師後援会	2,000,000

に、

「カ 支払われた金額が100万円を超える敷金

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
12年分			
事 務 局			
(その他の政治団体)			
21世紀の道をつくる会	札幌あおいビル管理事務所	1,440,000	平成11年8月24日
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000	平成7年5月22日

を
「カ 支払われた金額が100万円を超える敷金」

政治団体の名称	支 払 金	金 額	支 払 年 月 日
12年分			
事 務 局			

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報 告 年 月 日	収 入 ・ 支 出 の 総 額				年 型		収 入			支 出			附 内		事業収入	借 入 金
		収 入	前 年	本 年	支 出	繰 越 額	金 額	員 数	個人分 (特定寄付)	法 人 その他の 団体分	政 治 団 体 分	小 計 (あっせん)	政党匿名 合 計	事業収入	借 入 金		
12年分																	
釧 路 支 所																	
(政 党)																	
自由民主党北海道第十三選挙区支部	13. 3. 27	344,792,174	42,822,825	301,969,349	312,101,893	32,690,281	2,099,400	1,927	9,300,000	251,970,665	24,590,000	285,880,665	285,880,665				

支 出				内 訳										資産等	
経 常 経 費				政 治 活 動		調 査 寄 附		その他の		計		状況			
本部・支部からの 交付金	その他の 収入	人件費	光熱水費	備 品	事務所費	計	組 織 費	選 挙 費	機 関 誌 紙 の 発 行	その他の事業費	小 計	調 査 費	寄 附 金	経 費	の状況
									機関誌紙の 発行事業費	宣 伝 費	政治資金 パーティー その他の事業費				

(その他の政治団体)		
21世紀の道をつくる会	札幌あおいビル管理事務所	1,440,000
北海道土地改良政治連盟	北海道通信ビル(株)	1,069,500
町 村 信 孝 後 援 会	日本リレント化粧品(株)	1,500,000

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道第十三選挙区支部の会計責任者 宮野明 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成14年北海道選挙管理委員会告示第33号) の一部を次のとおり訂正する。
平成14年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

支 出 の 内 訳															資産等			
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費				政 治			活 動			費			の状況			
		人件費	光熱水費	備品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 誌 紙 の 発 行 事 業 費	機 関 誌 紙 の 宣 伝 費	政 治 資 金 パ ー チ ー	その他の 事業費	小 計	調 査 研 究 費		寄 附 交 付 金	その他の 費	計 (本部支部へ の交付金)
										</								

(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)の資金管理団体の事項
10年分上川支所の項中

を削り、

今日之中國

北海道選挙管理委員会告示第59号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、ゆめたん21市民の会の会計責任者 佐藤 良枝 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成11年北海道選挙管理委員会告示第102号）の一部を次のとおり訂正する。

を加える。

平成14年5月10日

之 康 橋 高 長 員 委 會 選 舉 管理委員 北海道選

「1. 収入及び支出のある団体」

表 括 総 (1)

[illegible]

に改める。

(4) 借入金の内訳中

政治団体の名称	借入先	金額
10年分		
上川支所		
(その他の政治団体)		
市民ネットワーク旭川	久保厚子	1,000,000

を

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、菅原功一連合後援会の会計責任者 斉藤 啓一 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成11年北海道選挙管理委員会告示第102号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額			型年繰越額	収入の内訳			附		事業収入	借入金
		収入	前年繰越額	本年収入額		党員・会費金額	員数	個人分（特定寄付）	法人分（その他の団体分）	政治団体分（あっせん）	小計	政党匿名合計
10年分												
上川支所												
(その他の政治団体)												
菅原功一連合後援会	11.3.15	33,892,066	2,668,505	31,223,551	32,880,244	1,011,812	700,000	14		30,521,031	30,521,031	30,521,031

「(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) その他の政治団体					
政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 名 称	金 額	住所・所在地	
10年分					
上 川 支 所					
菅原功一連合後援会	政治団体	希望都市21世紀市民の会	28,000,000	旭川市	
同	同	みんなであつくる21市民の会	2,521,031	同	

を
「(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の区分	寄 附 者 の 名 称	金 額	住所・所在地
10年分				

「1. 収入及び支出のある団体
(1) 総 括 表

政治団体の名称	報 告 年 月 日	収 入 ・ 支 出 の 総 額			年 型	党 員 ・ 会 費			収 入 の 内 容			附 属 内 容			事業収入	借 入 金
		収 入	前 年	本 年		金 額	員 数	個人分	寄 託 人 法 人 政 治 小 計	政治団体分	(あっせん)	政党匿名	合 計	事業収入		
(資金管理団体届出者・公職の種類)		総 額	繰 越 額	収 入 額	支 出 額			(特定寄付)	その他の団体分							
10年分																
上 川 支 所																
(その他の政治団体)																
みんなであつくる21市民の会	11. 1. 26 (10.12.31)	50,681,867		50,681,867	50,681,867			200,000		48,200,000	48,400,000	48,400,000				

支 出 の 内 容													記 録		資産等		
本部・支 部からの 交付金	その他の 収入	経 常 経 費				政 治 活 動					費		計 (本部支部へ の交付金)	の状況			
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 費	選 挙 費	機 関 誌 紙 の 発 行 費	其 他 の 事 業 費	調 査 費	寄 附 金			その他の 費		
									機関誌紙の 発行事業費	宣 伝 費	政治資金 パーティー	その他の 事業費	小 計	研究費	交付金	経 費	

上 川 支 所			
菅原功一連合後援会	政治団体	希望都市21世紀市民の会	28,000,000
同	同	みんなであつくる21市民の会	4,761,031

に改める。
ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金10年分上川支所 (その他の政治団体) の事項に次のように加える。

菅原功一連合後援会	高 橋 興 志	5,000,000
-----------	---------	-----------

北海道選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、みんなであつくる21市民の会の会計責任者 加藤健二郎 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成11年北海道選挙管理委員会告示第103号) の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

同	同	坂東徹	100,000	同
---	---	-----	---------	---

を
「 (2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) 』
その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の名称	金額	住所・所在地
10年分				
上川支所				
みんなであつくる21市民の会	個人	五十嵐広三	100,000	旭川市
同	同	坂東徹	100,000	同
同	同	田村禎三郎	1,200,000	同
同	同	田村隆史郎	1,040,000	同

に改める。

北海道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第41号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成14年6月における講習を次のとおり実施する。

平成14年5月10日

北海道公安委員会委員長 潮田隆

1 実施期日、場所等

(1) 実施期日、場所、定員等

ア 講習の種類別

イ 講習の実施期間

ウ 実施の場所

エ 定員

オ 受講申込み受付期間

警備員指導教育責任者講習

平成14年6月24日 (月) から同月28日 (金) までの5日間

函館市豊川町27番6号

函館市水産物地方卸売市場

40人

平成14年5月20日 (月) から同月24日 (金) までの5日間

(2) 講習時間 午前8時30分から午後6時までとする。
講習の最終日に講習修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 講習の対象
本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受講申込み要領

(1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に備える講習受講申込書及び受講資格該当要件証明書各2通を作成の上、当該警察署に提出すること。

(2) 受講申込み人員が受講定員 (40人) を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。
受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

6 受講手数料等
受講申請をするとき (受講受付の際) に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

7 携行品
筆記用具、印章 (朱肉を使用するものに限る。)、講習案内書を携行すること。

8 講習業務の委託
本講習は、社団法人北海道警備業協会 (札幌市北区北7条西2丁目8番地) に委託して実施する。

北海道公安委員会告示第42号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年5月10日

北海道公安委員会委員長 潮田隆

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査 (大型、普通、大特、普自二、^Ⅱ牽引)

イ 教習指導員審査 (大型、普通、大特、普自二、^Ⅱ牽引)

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許

の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

ア 技能検定員審査（大型、普通、大特又は牽引）を受ける場合

平成14年7月1日（月）

イ 技能検定員審査（普自二）を受ける場合

平成14年7月1日（月）及び同月4日（木）の2日間

（イ）技能検定員資格者証の交付を受けていない者

平成14年7月3日（水）から同月5日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

（イ）教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

ア 教習指導員審査（大型、普通、大特又は牽引）を受ける場合

平成14年6月12日（水）

イ 教習指導員審査（普自二）を受ける場合

平成14年6月12日（水）及び同月14日（金）の2日間

（イ）学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成14年6月13日（木）

（イ）教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）

平成14年6月13日（木）及び同月14日（金）の2日間

（3）時間 午前9時から午後5時まで

（4）場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第90条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

（1）提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の

写し

（2）審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

（3）受付期間

平成14年5月13日（月）から同月24日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

（4）申請先

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許試験課教習所係

電話 011—683—5770 内線 231、232

4 審査の方法等

（1）技能検定員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車に関する運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識		面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

（2）教習指導員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年5月10日

- 北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠
- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）
イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）
(2) 期日
ア 技能検定員審査
(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
a 技能検定員審査（大型、普通）を受ける場合
平成14年7月8日（月）
b 技能検定員審査（大特、牽引）を受ける場合
平成14年7月9日（火）
c 技能検定員審査（普自二）を受ける場合
平成14年7月10日（水）
(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成14年7月3日（水）から同月5日（金）までの3日間
イ 教習指導員審査
(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
a 教習指導員審査（大型、普通）を受ける場合
平成14年6月17日（月）
b 教習指導員審査（大特、牽引）を受ける場合
平成14年6月18日（火）
c 教習指導員審査（普自二）を受ける場合
平成14年6月19日（水）
(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成14年6月13日（木）
(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成14年6月13日（木）及び同月14日（金）の2日間
(3) 時間
午前9時から午後5時まで
(4) 場所
旭川市近文町17丁目2699番地の5
北海道警察旭川方面本部運転免許試験場旭川運転免許試験場
ただし、1の2のアのイ並びに同イのイ及びウに係る審査は、次の場所で行う。
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格
旭川方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の1通
写し

(2) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3) 受付期間

平成14年5月13日（月）から同月24日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先

旭川市近文町17丁目2699番地の5
北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場
電話 0166－51－2489、2494 内線 312、313

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車 の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能 についての運転免許試験をいう。以下 同じ。）の方法に準じて行うものとし、 その合格基準は、90パーセント以上の 成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察 及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合 格基準は、95パーセント以上の成績で あること。
技能検定 に関する	道路交通法第108条の28第4項 に規定する教則の内容となつて	正誤式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、95パーセント以上の

知識		成績であること。
いる事項	自動車教習所に関する法令につ いての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、85パーセント以上の 成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、95パーセント以上の 成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に 関する知識	面接試験により行うものとし、その合 格基準は、95パーセント以上の成績で あること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関 する技能	教習指導員として必要な自動車 の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、 その合格基準は、85パーセント以上の 成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関す る技能の教習をいう。）に必要 な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合 格基準は、それぞれ80パーセント以上 の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関す る知識の教習をいう。）に必要 な教習の技能	
教習に関 する知識	教則の内容となつている事項そ の他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、95パーセント以上の 成績であること。
	自動車教習所に関する法令につ いての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、85パーセント以上の 成績であること。
	教習指導員として必要な教育に ついての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、 その合格基準は、80パーセント以上の 成績であること。

5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

刑 罰 条 本 部 告 示

北海道警察本部告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年 5月10日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 資格及び調達をする賃借物品の種類
平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約
平成14年 5月10日に一般競争入札の公告を行うフォーム処理機の賃貸借に係る契約
- (2) 資 格
フォーム処理機の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品の種類
フォーム処理機
- 2 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年 5月 1日現在において、事務用機器等の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に

ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期
資格審査の申請は、平成14年 5月10日から同月16日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称
北海道警察本部総務部会計課
- イ 提出先の所在地
北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再 申 請 の 方 法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資 格 の 有 効 期 間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有 効 期 間 の 更 新
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資 格 の 喪 失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第70号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年5月10日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
フォーム処理機 1台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成14年7月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年6月30日を限度に当該契約期間を延長すること
が有り得る。
- (4) 納 入 場 所 北海道警察本部総務部情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道警察本部告示第69号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成14年5月24日 午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第71号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年5月10日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
幹部交番用車 4台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年9月6日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成14年5月10日から20日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

- 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成14年5月24日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 10 契約書作成の要否
- 11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年5月10日

北海道警察本部長 上 原 美都男	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品の名称及び数量 夏用タイヤ 570本	
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。	
(3) 納 入 期 日 平成14年6月21日	
(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所	
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011－251－0110 内線 2236	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場	
(2) 入 札 日 時 平成14年5月24日 午前10時30分	
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	
5 入 札 保 証 金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
6 郵便等による入札	
(1) 郵便による入札は、認めない。	
(2) 電報による入札は、認めない。	
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課	

電話番号 011－251－0110 内線 2236	
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	
8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011－251－0110 内線 2236	
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	

規 則 係 長 公 告	
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年5月10日	
1 業務概要	北海道警察本部長 上 原 美都男
(1) 業 務 名	北海道警察文書管理システム開発業務
(2) 業務内容	北海道警察文書管理システムの設計及び製造を委託する。
(3) 履行期限	平成15年3月20日（木）

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ ＳＩの登録又はＩＳＯ９０００等の認証を受けていること。

ウ 道内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

エ 過去２年間に国又は地方公共団体とシステム開発業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。

オ 共同体方式による場合は、ア、イ及びウについては全構成員が条件を満たし、エについては１以上の構成員が条件を満たしていること。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 事業者の概要

イ システムの構想

ウ システムの機能

エ システムの構成

オ システムの操作性

カ システムの開発計画

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060－8520 札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部総務部総務課文書管理第一係

電話番号 011－251－0110 内線 2147

フククシミリ 011－251－0110 内線 2149

(2) プロポーサル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成14年５月10日（金）から平成14年５月16日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。

交付時間は午前９時から午後５時まで）

交付場所は、（1）に同じ。

直接交付する（郵送はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

平成14年５月21日（火） 午後５時まで

提出場所は、（1）に同じ。

持参又は郵送（配達証明郵便に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

平成14年６月17日（月） 午後５時まで

提出場所は、（1）に同じ。

持参すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入力するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(4) プロポーザルに関するヒヤリングを北海道警察本部において実施する。

ヒヤリングの時期は、別途連絡する。

(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

調査委員会告示

北海道監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年5月10日

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

藤 江 正 祥 札幌市北区屯田9条1丁目6番5号

齊 藤 寿 徳 札幌市豊平区月寒西3条8丁目1番17号

富 樫 正 浩 札幌市西区山の手2条6丁目3番1号

水 野 克 也 札幌市西区宮の沢1条1丁目1－50－705

五十嵐 康 彦 札幌市豊平区月寒中央通8丁目2番8号901

富 永 誠 札幌市西区宮の沢1条4丁目7番20号401

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成14年5月1日から平成15年3月31日まで

平成十四年五月十日

金曜日

五六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行編集印

行集刷

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社